

事 務 連 絡
平成 18 年 12 月 22 日

社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省保険局医療課

「先進医療に係る届出等の取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり、地方社会保険事務局長あて通知したのでお知らせいたします。

写

保医発第1222001号
平成18年12月22日

地方社会保険事務局長 殿

厚生労働省保険局医療課長

「先進医療に係る届出等の取扱いについて」の一部改正について

先進医療に係る届出等の取扱いについては、「先進医療に係る届出等の取扱いについて」（平成17年6月30日保医発第0630002号）により取扱われているところであるが、今般、下記のとおり改正したので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

- 1 3の(2)の①の次の次に次のように加える。
 - サ 倫理委員会の開催要綱（別紙新規技術様式第11号中、「倫理委員会による審査体制」が「要」の場合のみ）
- 2 3の(2)の②のエの次に次のように加える。
 - オ 倫理委員会の開催要綱（別紙新規技術様式第11号中、「倫理委員会による審査体制」が「要」の場合のみ）
- 3 4の(2)の④の次に次のように加える。
 - ⑤ 倫理委員会の開催要綱（施設基準において、「倫理委員会が設置されていること。」と規定されている場合のみ）
- 4 別紙新規技術様式第11号を別添のとおり改める。

先進医療を実施可能とする保険医療機関の要件として考えられるもの

先進医療名及び適応症：	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	要（ ）・不要
資格	要（ ）・不要
当該診療科の経験年数	要（ ）年以上・不要
当該技術の経験年数	要（ ）年以上・不要
当該技術の経験症例数 注1)	実施者〔術者〕として（ ）例以上・不要 [それに加え、助手又は術者として（ ）例以上・不要]
その他（上記以外の要件）	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数 注2)	要・不要 具体的内容：
他診療科の医師数 注2)	要・不要 具体的内容：
看護配置	要（ 対1看護以上）・不要
その他医療従事者の配置 （薬剤師、臨床工学技士等）	要（ ）・不要
病床数	要（ 床以上）・不要
診療科	要（ ）・不要
当直体制	要（ ）・不要
緊急手術の実施体制	要・不要
院内検査（24時間実施体制）	要・不要
他の医療機関との連携体制 （患者容態急変時等）	要・不要 連携の具体的内容：
医療機器の保守管理体制	要・不要
倫理委員会による審査体制	要・不要 審査開催の条件：
医療安全管理委員会の設置	要・不要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要（ 症例以上）・不要
その他（上記以外の要件、例；遺伝の実 カウゼリング施体制が必要 等）	
III. その他の要件	
頻回の実績報告	要（ 症例まで又は 月間は、毎月報告）・不要
その他（上記以外の要件）	

注1) 当該技術の経験症例数について、実施者〔術者〕としての経験症例を求める場合には、「実施者〔術者〕として（ ）例以上・不要」の欄に記載すること。

注2) 医師の資格（学会専門医等）、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の△科医師が□名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。